

政体質を確立することが重要だと認識をしております。

二十七年度におきましても、臨財債の発行額は一・一兆円と抑制減額いたしましたし、交付税特別会計の借金も三千億円、計画どおり償還することにしまして、全体の額から見ると僅かという御意見もあるかもしれません、着実にそういう方向に向けて努力はしているところでございます。

今後とも、そういう努力は継続してまいります。

○片山虎之助君 自治税務局長も来ているからついて聞くけど、ゴルフ場利用税は私は二重課税だと思ってきたんですよ。まあ二重課税ですよ、簡単に言えば、消費税取つてまたゴルフ利用税。

ただ、地方六団体があれだけ熱望するし、免除しましたよね、例えば高齢者七十歳以上とか、障害者とか、学校の教育に使う場合には。

そういうことで、たかが五百億で、たかが五億だから特定の町村にしたら命綱なんですよ。だから、残すよりしようがないと思うけれども、ずっとしようがない、どう考えるの。一〇パーになるわね、確実に、消費税はこれから先。それから、もっと上がっていくわね。上がつていかなきやもたないわね。そういうことの中で、どういふお考えですか。

○委員長(谷合正明君) 時間ですので、お答えは簡潔に願います。

○政府参考人(平嶋彰英君) まず、二重課税という点でございますけれども、二重課税の定義にもよりますが、私どもの立場いたしましては、ゴルフ場の利用者に対し一日につき一定額、八百円なら八百円というのを課するゴルフ場利用税というのは、ゴルフ場の利用料金に対して一定の率をかける消費税とは異なるものでござりますので、二重課税には当たらないというふうに考えております。

それから、ゴルフ場利用税につきましては、今、片山先生からおつしやつていただきたところでもございまして、特に田舎のゴルフ場所在市町村でございまして、そこに都会の方が来て様々な税収が上がると。そこに都会の方が来て様々な

行政サービスを受けているという面を考えます

と、これは消費税が上がりましてもやはり存続していただければ有り難いとというように考えているところでございます。

○吉良よし子君 日本共産党的吉良よし子です。

本法案に關連して質問いたします。

地上デジタル化の移行から三年八か月たちました。使用可能なアナログテレビを継続して使用したいという要望や、買換え等に要する視聴者負担

の平準化などの理由から、総務省はこれまでケーブルテレビ事業者などに對してデジ・アナ変換の暫定的導入というのを求めていましたけれども、それもこの四月で完全に終了してしまったというこ

とです。

そこで、総務省に伺いますが、現在、デジ・アナ変換による視聴可能世帯がどのくらいあるか、そのうちケーブルテレビ事業者との未契約の世帯数というのはどのくらい存在しているのか、お答えください。

○政府参考人(安藤友裕君) お答え申し上げます。

ケーブルテレビのデジ・アナ変換サービスにつきましては、委員御指摘のとおり、二〇一一年七月の地上アナログ放送停波に際して開始された暫定的なサービスでござります。個々のケーブルテレビ施設におけるデジ・アナ変換サービスの具体的な終了日は各事業者が設定しておるところでございまして、基本的に、本年の一月二十九日から順次終了し、四月三十日までに全ての施設で終了する予定となつておるところでございます。

また、このデジ・アナ変換サービスの利用世帯の関係でございますが、これにつきましても、同様的な仕組みに基づきましてアナログテレビで地デジが可能となる簡易チューナー一台を無償で給付する支援措置、これは生活保護世帯等N.H.K.の受信料全額免除世帯といふことになりますが、これを平成二十六年四月一日から実施しておると

ころでございまして、二十七年三月末時点で約三千の支援実績があるということでござります。

○吉良よし子君 今後は、対応をお願いします。

○政府参考人(安藤友裕君) この支援措置につきましては、引き続き、全てのデジ・アナ変換サー

とでござります。

また、デジ・アナ変換サービスの終了に伴い、地デジ視聴に對応が必要な世帯、これがどれくらいあるのかという御質問だと思いますが、この点につきましては、昨年九月にケーブルテレビ連盟が行つた調査結果に基づけば、一台目のテレビがアナログテレビのみでデジ・アナ変換サービスを御利用されている世帯、これは約五十四万世帯だつたと推計されているところでござります。

○吉良よし子君 時間ありませんので、短くできればお願ひいたしたいと思います。

では、こうした未契約の世帯への対応はどのようしていくのかといふことを伺いたいと思います。

○吉良よし子君 時間ありませんので、短くできればお願ひいたしたいと思います。

では、こうした未契約の世帯への対応はどのようにしていくのかといふことを伺いたいと思います。

そこで、総務省に伺いますが、現在、デジ・アナ変換による視聴可能世帯がどのくらいあるか、そのうちケーブルテレビ事業者との未契約の世帯数というのはどのくらい存在しているのか、お答えください。

○政府参考人(安藤友裕君) お答え申し上げます。

低所得世帯に対する地デジチューナー等の支援、これにつきましては平成二十二年から行っておりまして、この六年間で約百一十万三千件ほど支援をさせていただいているところでございます。

○政府参考人(安藤友裕君) お答え申し上げます。

低所得世帯に対する地デジチューナー等の支

援、これにつきましては平成二十二年から行っておりまして、この六年間で約百一十万三千件ほど支援をさせていただいているところでございま

す。

また、このデジ・アナ変換サービスの利用世帯

の関係でございますが、これにつきましても、同

じような仕組みに基づきましてアナログテレビで地デジが可能となる簡易チューナー一台を無償で給付する支援措置、これは生活保護世帯等N.H.K.

の受信料全額免除世帯といふことになりますが、これを平成二十六年四月一日から実施しておると

ビス終了、四月三十日が最終的に予定されており

ますが、までケーブルテレビ事業者その他の関係者と連携してチューナー支援を含めきめ細やかな対応を進めてまいりますが、その中で、この支援措置の申込みにつきましては、本年六月三十日まで継続して受け付けることとしておるところでございます。

○吉良よし子君 未契約世帯でそういう支援に該当する世帯に対しては本年六月三十日まで支給はだつたと推計されているところでござります。

○吉良よし子君 時間ありませんので、短くできればお願ひいたしたいと思います。

では、こうした未契約の世帯への対応はどのようにしていくのかといふことを伺いたいと思います。

○吉良よし子君 未契約世帯でそういう支援に該当する世帯に対しては本年六月三十日まで支給はだつたと推計されているところでござります。

○吉良よし子君 時間ありませんので、短くできればお願ひいたしたいと思います。

では、こうした未契約の世帯への対応はどのようにしていくのかといふことを伺いたい思っております。

○吉良よし子君 未契約世帯でそういう支援に該当する世帯に対しては本年六月三十日まで支給はだつたと推計されているところでござります。